

議案第44号

交野市放課後児童会条例の一部を改正する条例について

交野市放課後児童会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和3年9月1日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 放課後児童会の開会時間延長に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市放課後児童会条例の一部を改正する条例案

交野市放課後児童会条例の一部を改正する条例

交野市放課後児童会条例（平成16年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条を第11条とし、第7条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（延長使用料）

第9条 前条第2項に規定するもののほか、午後6時30分以降に児童会を利用した児童の保護者は、市長が定める期日までに、延長使用料を納付しなければならない。

2 延長使用料は、児童1人につき1日あたり100円、月額上限を1,500円とする。

ただし、同一世帯で2人以上の児童が利用する場合、2人目以降の児童の延長使用料は、1人につき1日あたり50円、月額上限を750円とする。

3 延長使用料に関し、この条に定めがないものについては、前条第3項から第6項までの規定を準用する。

第6条第2項ただし書中「2人以上」を「2人目以降」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1号中「第3条」を「第5条」に改め、同条第2号中「会費」の次に「又は延長使用料」を加え、同条を第7条とする。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（開会期間及び時間）

第3条 児童会の開会期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 児童会の開会時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日まで 午後1時から午後6時30分まで

(2) 小学校の休業日 午前8時30分から午後6時30分まで

(3) 小学校の短縮授業日 授業終了時刻から午後6時30分まで

(4) 土曜日（第4土曜日を除く。） 午前8時30分から午後6時30分まで

3 前項第1号から第3号までに規定する開会時間は、午後6時30分から30分間延長することができる。

（休会日）

第4条 児童会の休会日は、次のとおりとする。

(1) 第4土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 市長は、前項に規定するもののほか、特別の事由があると認めるときは、休会日を別に定めることができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。